

## 5 公的刑事弁護について

被疑者段階の国選弁護や裁判員制度の導入などを考えると、今後、公的弁護の役割は極めて重要になってくると思います。この度の構想により、公的弁護が名実ともに充実することを希望します。

被疑者段階で弁護人を付けるのは緊急を要するので、運営主体が予めスタッフ弁護士を抱えるのはやむを得ないと思いますが、公的弁護のすべてを運営主体のスタッフ弁護士がやることになってはよろしくないと思います。公的弁護というのは、一般の弁護士にとって実入りの少ない魅力的でない仕事かもしれませんが、弁護士の公共的な性格からしても、公的弁護を運営主体のスタッフ弁護士にだけ押しつけて、その他の弁護士が引き受けないというのは適当でないと思います。

### 公的刑事弁護について

以下のような制度設計がなされるべきである。

#### 1 運営主体設立の意義 - 「全国的に充実した弁護活動を提供する態勢整備」

司法制度改革審議会意見書で提起された「新たな運営主体」設置の意義は、次のように理解される。

第1に、「被疑者段階からの国費による弁護人選任」と「裁判員事件を中心とした連日的開廷」という新たな条件のもとで、弁護の提供体制を整備することである。

具体的には、公的弁護制度の担い手の一つとして、新たに「常勤弁護士」等を確保することが特に弁護士過疎地域での対応では不可欠であり、その確保のために「運営主体」が必要となることである。また、逮捕勾留段階からの迅速かつ確実な弁護人候補の確保と連絡体制の確立のためにも、運営主体を設置する必要性がある。

第2に、「弁護活動の労力に応じた合理的な報酬基準」を、弁護士会や制度利用者等の意見をも反映させて策定し、かつ(裁

判所外で弁護活動が行われるところの) 捜査段階を含めた個別事件報酬決定を行うためには、報酬の決定・支払事務を裁判所から移し、新たな機関において行うとすることに意義が認められる。

## 2 弁護活動の自主性・独立性の確保

刑事弁護の役割は、国家刑罰権発動の対象とされる者の防御にあることから、弁護活動の内容について「国家からの独立」が強く求められる。この点については、司法制度改革審議会意見書も「公的弁護制度の下でも、個々の弁護活動の自主性・独立性が損なわれてはならず、制度の整備・運営に当たってはこのことに十分配慮すべきである。」と明記しているところである。したがって、運営主体の制度設計においては、国家からの弁護活動への不当な干渉がなされない仕組みが確保される必要がある。

また、弁護活動の自主性・独立性は、「財政効率優先などの圧力」によっても脅かされうるから、こうした事態を防ぐための方策も講じられなければならない。

なお、民事事件においても、国家賠償請求訴訟など国を相手方とする事件を含め、代理人活動の自主性・独立性の確保が重要である。

## 3 弁護士会の関与

「充実した弁護活動を提供する態勢整備」及び「弁護活動の自主性・独立性の確保」を実現するためには、制度運営において弁護士会が重要な役割を果たす必要がある。このことは、「弁護士会は、弁護士制度改革の視点を踏まえ、公的弁護制度の整備・運営に積極的に協力するとともに、弁護活動の質の確保について重大な責務を負うことを自覚し、主体的にその態勢を整備すべきである。」とした審議会意見書の趣旨からも要請される。

具体的には、運営主体の機関や運営スタッフについての弁

護士会推薦、「国選弁護人推薦資格」について弁護士会の措置（準則に基づく推薦資格停止措置など）が尊重される運用、

「個別事件についての弁護人候補の割当」における弁護士会との適切な連携など、弁護士会の役割が制度運用において適切に組み込まれる必要がある。

冤罪を防ぐため刑事弁護マニュアル本を作って基礎的・基本的研修を公的弁護をする人にさせて、税の無駄をなくすこと。弁護士報酬は、IT及び文書で弁護士会ごとに会員全員の料金表を情報公開して安い弁護士は誰か分かるようにすべき。国民が安心して弁護士を頼めるようにすべきである。

運営主体に雇われるスタッフ弁護士が公的刑事弁護を行うことも検討されているようであるが、それならば、弁護活動については雇用関係に基づく指揮命令を受けないことを確保すべきである。

公的な資金を投入して弁護活動を行う以上、いい加減な弁護活動になってしまっては困る。運営主体の弁護士に対する指揮監督関係を明確にすべきである。

現在の国選弁護は、お金のある人でもルーズに国選弁護人をつけているのではないかとの危惧を覚えます。公判を開く関係で、資力がありそうであっても国選弁護人を付さなければならない場合も考えられますが、訴訟費用としての回収を徹底する必要があるのではないだろうか。

報酬基準については、接見回数、時間、示談交渉の有無、勾留理由開示請求などの手続の有無等典型的な活動については一定の基準を決めておくことが必要である。

公的刑事弁護について

この弁護士によるサービスの費用負担ができない者に対する援助負担は国の責務であり、その財政的措置は十分考慮する必要がある。

被疑者段階からの刑事弁護支援は前進面といえる。しかし、検察庁が属する法務省を主務省とする独立行政法人を運営主体とし

た場合、弁護士会の推薦に基づき、起訴段階で裁判所が国選弁護人を選任していたこれまでの制度に比べ、被疑者・被告人の弁護を受ける権利が後退しないかという懸念を生じさせる。今回構想されている司法ネット構想は、司法府と行政各部にわたるものであることから、一省におくことは無理があり、内閣府を主務府とするなど、総合調整機能を担うにふさわしい設置形態の検討も必要である。